令和7年度　　稲沢市

入園のしおり

保育園・認定こども園・小規模保育事業所
（令和７年度申込み用・令和６年９月発行）

©稲沢市 いなッピー

○入園について

○必要書類

○入園関係動画

○おむつなど市の子育て支援策について

令和7年度４月１日入園面接期間

令和６年
10月21日（月）～11月1日（金）
17時まで

※申込み書類は申込みフォームにて、面接日の２開庁日前までに提出をお願いします。申込みフォームは令和６年１０月７日（火）から申請可能です。

【抽選日】:令和6年12月2日(月)午前10時から正午までのうち約1時間
※利用調整で同点となった場合
【二次申込み】(利用調整あり)
・面接期間:令和7年1月6日(月)から令和7年1月14日(火)まで
・書類提出期間:令和6年12月23日(月)から令和7年1月14日(火)まで
【随時申込み】(先着順)
・面接期間:令和7年2月3日(月)から
・書類提出期間:令和7年1月27日(月)から

～　目次　～

１．　令和７年度新入園申込みについて　・・・１
２．　市内の認可保育施設について　・・・２
３．　入園基準について　・・・３
４．　教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について　・・・４
（１）　認定区分・認定期間について
（２）　１号認定と２号認定の併願について
５．　保育の必要性と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について　・・・５
（１）　保育の必要性と保育必要量とは
（２）　保育の必要性の認定についての注意事項
６．　入園申込みから入園までの流れについて　・・・６
（１）　４月１日新規入園の場合
（２）　４月１日転園の場合
（３）　年度途中入園の場合
（４）　継続入園の場合（現況確認）
（５）　入園申込みの注意事項
７．　入園申込み・提出書類について　・・・７
（１）　入園申込みに必要な書類（１号認定）
（２）　入園申込みに必要な書類（２号認定・３号認定）
（３）　障がい児保育について
８．　公立保育園の土曜日保育・延長保育について　・・・１０
（１）　土曜日保育について
（２）　延長保育について
（３）　延長保育・土曜日保育の申込みについて
９．　広域入所について　・・・１１
１０．　利用者負担金等について　・・・１１
（１）　幼児教育・保育の無償化について
（２）　保育料の算定方法について
１１．　利用者負担金の軽減について　・・・１３
（１）　利用者負担金の軽減について
（２）　利用者負担金の変更について
（３）　利用者負担金以外の諸費用について
１２．　給食費（主食代・副食代）について　・・・１３
（１）　給食費の徴収について
（２）　給食費の軽減について
１３．　利用者負担金等の納入方法について　・・・１５
１４．　利用者負担金等を滞納した場合について　・・・１５
１５．　入園後の手続きについて　・・・１５
１６．　定員を超えた場合の利用調整について　・・・１６
１７．　保育園に関するよくある質問について　・・・１６
１８．　その他　・・・１６

記入例等
口座振替手続きをされる方へ　・・・１７
子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園利用申込み書【記入例】　・・・１８
令和７年度　認可保育施設一覧（予定）　・・・１９
令和７年度　保育短時間・保育標準時間一覧（予定）　・・・２０

１．　令和７年度新入園申込みについて

(1) 申込み方法

原則として、申込みフォームによる電子申請及び第１希望園による面接

※令和７年度から申込み書類の提出を電子申請に変更します。申込みの流れに変更はありません。

※電子申請は、原則として面接の２日前（土日祝は除く）までに行ってください。申込みフォームは令和６年１０月７日から申請可能です。

※面接の予約は第１希望園に直接連絡をしてください。

※未出生の方については、期間内の面接は不要ですが申し込むことを第１希望園に連絡をお願いします。面接は出生後に入園決定した園に連絡をして、後日受けてください。

(2) 申込み期間

区分	書類提出期間 （電子申請）	面接期間 （第一希望園にて予約制で受付）
一次申込み	令和6年１０月7日（月）から １１月1日（金）まで	令和6年１０月２１日（月）から １１月1日（金）まで
二次申込み	令和6年１２月２３日（月）から 令和7年1月１４日（火）まで	令和7年1月6日（月）から 1月１４日（火）まで
随時申込み	令和7年1月２７日（月）から	令和7年2月3日（月）から

※随時申込みからは先着順となります。

※先着順とは電子申請順ではありません。市ホームページの空き状況をご確認のうえ、希望する園に入園する旨の連絡をして受け入れ可能かお問い合わせをお願いします。

(3) 申込みの流れ

申込みの流れについては、こちらをご覧ください。

新入園申込み
（4月1日入園）

(4) 電子申請における就労等証明書の取り扱いについて

就労証明書など各種提出書類は、申込みフォームから、PDF や原本を撮影した画像データでの提出になります。申請申込みフォームは下記の QR コードを読み取り、市のホームページからアクセスしてください。

入園申込み書類

(5) 面接について

入園申込みにおいて面接は必ず必要となります。第１希望園にて申込み期間内に面接を受けてください。面接では、お子様の様子や健康状態、アレルギーなどを確認しますのでお子様を連れて面接を受けてください。なお、２号・３号認定の申込みでは面接が利用調整に影響することはありません。

(6) 書類不備について

申込み受付時に書類不備があった場合、原則として受理しません。ただし、保育課から書類の提出を依頼した場合で、指定した期日までに再提出されたときは提出された書類により利用調整を行い、提出されないときは利用調整基準指数を一番下の「E」として利用調整を行います。

(7) 入園決定について

保育利用の入園基準に従い、決定します。

４月１日入園（新年度入園）において入園・転園の申込みが定員を超えた場合、入園申込み受付期間内に申し込まれた方を対象に、**『稲沢市保育園入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準』**に基づいて利用調整を行います。利用調整の結果、抽選が必要になった場合、市役所で入園についての抽選を行います。抽選を実施することが決定した場合、対象者には別途通知します。

保育園入園の利用調整
（定員を超えた場合）

(8) その他注意事項

求職活動、妊娠・出産等の要件で支給認定・入園承諾を受けた場合、認定・入園承諾期間終了前に、『教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）』と新たな要件を証する『就労等証明書』を提出してください。認定・入園承諾期間終了までに新たな要件が確認できない場合、退園となります。

その他必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

2．市内の認可保育施設について

市内の認可保育施設には、保育園・認定こども園・小規模保育事業所があります。※ 令和7年4月1日予定

施設区分		対象児童	施設数	運営主体
保育園		0～5歳児	公立：11園	稲沢市
			私立：11園	社会福祉法人
認定こども園（幼保連携型）	幼稚園（教育）部分	満3～5歳児	私立： 4園	社会福祉法人・学校法人
	保育園（保育）部分	0～5歳児		
小規模保育事業所		0～2歳児	私立： 3園	民間事業者（株式会社）

※千代田保育園は令和7年4月1日から認定こども園に移行予定です。

保育施設一覧はこちらをご覧ください。

認可保育施設一覧表

各園のページはこちらから

(1) 保育園

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする児童を保護者にかわって保育・教育をする施設

※ 家庭での保育が可能な児童は「集団生活に慣れさせたい」「下の子の育児に専念したい」等の理由で入園することはできません。保育園に通園できる期間は世帯の状況に応じて変わり、入園後、仕事を辞めるなどして、児童を保育園で保育する必要性が失われれば、保育の利用ができなくなります。

(2) 認定こども園

幼児教育を行う「学校」である幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設

※ 幼稚園（教育）部分は保護者が働いている・いないに関わらず、保育・教育を一緒に受けられ、保護者の就労等の状況が変わっても幼稚園（教育）部分に空きがあれば、通いなれた園を継続して利用することができます。保育園（保育）部分は保育園と同じです。

(3) 小規模保育事業所

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする０～２歳児を対象に少人数（定員１９人以下）で保育をする施設

※少人数であること以外は保育園と同じです。

3．入園基準について

(1) 入園について

入園ができる児童は、次の要件を満たしている児童です。

ア．就労や病気などの理由によって保護者が家庭での保育ができないことの認定（「教育・保育給付認定（支給認定）」）を受けていている方

イ．稲沢市に住民登録（外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方）をしている方で、実際に稲沢市にお住まいの方

(2) 未転入・未出生の方について

申込み時点では稲沢市に住民登録がなくても、入園を希望する前日までに稲沢市に転入予定の方は申込みをすることができます。また、申込み時点では出生していないが、入園を希望する保育園の受け入れ可能な月齢に達する見込みで、令和７年３月３１日までに稲沢市に住民登録をする予定の方は４月１日入園のみ申込み可能です。

(3) クラス年齢について

児童の年齢・月齢によってクラスが変わります。年度途中に誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

【4月1日の前日の年齢でクラス年齢が決まり、年度内適用します。】

区分	クラス年齢	生年月日
幼児	5歳児（年長）	平成31年4月2日～令和2年4月1日
	4歳児（年中）	令和2年4月2日～令和3年4月1日
	3歳児（年少）	令和3年4月2日～令和4年4月1日
乳児	2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
	1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
	0歳児	令和6年4月2日以降

４．教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について

保育園や幼稚園などの施設の利用には、支給認定（保育の必要性の認定）が必要な施設と不要な施設があります。市内にある保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所は支給認定が必要です。市内にある認可外保育所（企業主導型保育事業所以外）や新制度に移行していない幼稚園は、支給認定は不要です。

【用語解説】新制度ってなに？

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援新制度」が、平成２７年４月から本格的にスタートしました。この「子ども・子育て支援新制度」のことを通称で新制度と呼び、新制度に移行していない幼稚園を新制度未移行園と呼んでいます。新制度では、子ども達に、教育・保育を総合的に推進・提供するために、「認定こども園」の普及を図ったり、定員２０人以下を基本とした地域型保育施設を新たに作るなどの施策が展開されました。保育の必要性の認定についても、この新制度に基づき市町村が認定をしています。新制度というと新しい制度のように聞こえますが実際は１０年近く前の制度になります。

(1) 認定区分・認定期間について

支給認定は、児童の年齢と保育の必要性により区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。詳しくはこちらをご覧ください。

支給認定（保育の必要性の認定）
※保育園を利用するための認定

認定区分・児童の年齢及び保育の必要性	利用できる施設
１号認定 満３歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園（新制度に移行しているもの） 認定こども園
２号認定 満３歳以上で、保護者が保育を必要とする事由（HP 参照）に該当し保育を希望する場合	保育園 認定こども園
３号認定 満３歳未満で、保護者が保育を必要とする事由（HP 参照）に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 小規模保育事業所等

(2) １号認定と２号認定の併願について

稲沢市では、１号認定と２号認定の申込みを同時に受け付ける施設（栴檀保育園）については、併願することは可能です。ただし、１号認定での入園が決まった場合は、速やかに２号認定の入園申込みを辞退する必要があります。

【用語解説】認定区分多すぎ問題

「子ども・子育て支援新制度」のもとでは、保護者の就労状況や子どもの年齢によって保育の必要性の認定区分が１号、２号、３号と分かれています。１号は教育、２・３号は保育の必要性が認定された方で、２号と３号の違いは年齢のみで・・・と保育課の職員も異動してきてすぐの頃は戸惑います。この認定区分に加えて、令和元年１０月から始まった「幼児教育・保育の無償化」では、新制度に移行していない幼稚園に通う場合、新１号、新２号、新３号と新しい認定も加わってさらにややこしくなりました。（ちなみに１号+新２号なんてのもあります。）市の職員でも混乱するのに保護者の方はもっと混乱してしまうことと思いますが、どの認定区分も法的に位置付けられたものであり、国の負担率もそれぞれの区分で分かれている重要な区分ですのでご理解をお願いします。なお、３号認定から２号認定への切り替えは年齢のみのため、支給認定証の認定終了日が短く（３歳の誕生日の前々日）なっていますが、誕生月に市から２号認定の認定証を発送するのでご安心ください。

５.保育の必要性と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について

（1）保育の必要性と保育必要量とは

２号または３号認定を受けるためには、父母ともに「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している必要があります。保育を必要とする事由は、就労や妊娠・出産、疾病など様々な事由があります。また、就労時間によって、保育園を利用できる時間が異なり、就労時間が１２０時間（休憩・通勤時間除く）以上あれば標準時間（最大１１時間）、６０時間以上１２０時間未満であれば短時間認定（８時から１６時まで）となります。詳しくはこちらをご覧ください。

支給認定（保育の必要性の認定）
※保育園を利用するための認定

（2）保育の必要性の認定についての注意事項

就労について

就労で認定の方については、入園開始日の１４日間以内に、就労開始または復職予定であることが必要です。令和7年4月1日から入園を希望する場合は、令和7年4月１５日までに就労開始または復職予定であることが必要となります。

妊娠・出産について

妊娠・出産の場合は、原則として産前産後８週間ずつ（多胎妊娠の産前期間にあっては１４週間）をいい支給認定の期間は、最長で産前８週間（多胎妊娠は１４週間）の始まる日から産後８週間の属する月末までとします。

（例）令和7年4月1日から妊娠・出産を要件として支給認定を希望する場合
⇒ 出産予定日が令和7年2月4日から令和7年5月２６日までにあることが必要

【出産予定日が令和6年１２月２７日から令和7年2月３日までの間にある方について】

出産予定日が上記期間にある方は、在園児として持ち上がる期限内に年度途中入園ができず、令和7年4月1日の時点では育児休業となるため新入園でも申込みをすることができないため、入園日ではなく、申込み受付時の日にちで持ち上がり対象を決定します。そのため、持ち上がり期限内に入園ができなかったとしても令和6年１１月１日までに年度途中入園の申込み書類を不備なく提出していただければ、持ち上がり対象とします。既存の園の場合はそのまま持ち上がり、転園の場合は、育児休業のランクで利用調整を行います。

育児休業について

保育園等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定（２号・３号認定）を受けることはできません。育児休業取得時に既に在園の場合は、『育児休業取得における在園児の保育園継続入園申請書』と『教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）』の提出があれば継続利用することができます。

【用語解説】育休退園ってあるの？

「育児休業取得と同時に保育園が退園になる」いわゆる「育休退園」について、保育園関連のニュースなどで一度は耳にしたことがあるかと思います。稲沢市において、「育休退園」は結論から言うとありませんが、育児休業取得状態での新規入園はできません。育児休業については、就労や妊娠・出産、介護等の方に比べ保育の必要性が低いという判断から、とくに待機児童が多い自治体では退園という取り扱いをしているところもあります。そもそも育児休業での認定は国の通知の中で、既に保育所等を利用していた場合に、「①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など」に市町村が必要と認める時に継続利用ができるとされています。育児休業取得者の継続利用について、稲沢市では小学校の入学を控えていない乳児でも、児童の環境変化の緩和や保護者への子育て支援策の一環として認めていますが、認定要件は市の基準によって変わりますので、転出の際は、育児休業でも新規・継続入園できるのか保育園を所管する課にお問い合わせください。

６．　入園申込みから入園までの流れについて

(1) ４月１日新規入園の場合

申込みの流れについて、詳しくは下記のＱＲコードからホームページをご覧ください。令和７年度入園からは原則として紙の申込み書は廃止し、申込みフォームでの電子申請となります。また電子申請と併せて第１希望園での面接も必ず必要です。

※複数の園を第１希望園とすることはできません。１人の児童に対し１つの申込みになります。

新入園申込み
（４月１日入園）

(2) ４月１日転園の場合

転園の場合は、申込み期間に在園する園へ保育園変更届を提出し、新入園申込みフォームにて必要書類を提出し転園希望園で面接を受けてください。保育園変更届の提出後は、在園中の園での４月１日における籍が失われますのでご注意ください。

※定員を超える入園希望があった場合、転園の場合も新入園と同じ基準に基づき利用調整を行います。

(3) 年度途中入園の場合

申込みの流れについて、詳しくは以下のＱＲコードからホームページをご覧ください。各園において入園希望日の２ヶ月前（２ヶ月前にあたる日が日曜日又は祝日の場合、直前の平日）から申込み受付をしていますが、定員等の状況により入園できない場合もあります。

※毎月初旬に、ホームページで園の空き状況を更新しています。

年度途中入園申込み
（4月2日以降入園）

認可保育園等の空き状況
（各月１日現在）

(4) 継続入園の場合（現況確認）

２号または３号認定として継続して在園するためには、入園後も保育の必要性が認められる状態が継続していることが要件となります。その状況を確認するため、毎年度、下記の手続きが必要です。

①継続入園に係る通知

【１０月頃】
在園する園を通じて、継続入園について通知します。

②書類提出フォームにて必要書類提出

必要書類についての詳細は文書でお知らせします。
保育の必要性が認められない場合、継続入園ができません。

(5) 入園申込みの注意事項

入園決定時期について

入園承諾書の発送は、１月下旬ですが、抽選対象となった場合や、第２希望以降園に調整となった場合は保育課から必ず連絡します。そのため、**１２月中に、保育課から連絡がなければ第１希望の園に内定しています。**

認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合

認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、市からは支給認定証のみ送付します。認定証受領後、園からの案内に従って、園と利用契約を締結してください。

支給認定証について

支給認定申請及び保育園入園申込みをされた後に入園辞退された場合、支給認定証は交付しません。
再度入園申込みをする際は、改めて支給認定申請書を提出してください。
※支給認定証は、支給認定事由等の変更手続きの際に返却が必要ですので、大切に保管をしてください。

☆お願い☆
入園申込み後に**突然入園を辞退されますと職員配置の変更等、園の運営に支障をきたします**ので、よく検討したうえで、お申込みください。また、**１月下旬までは、利用調整で第２希望以降に決定した方の繰り上げ調整を行います**ので、**辞退をする場合は早めに園や市役所にお申し出**をお願いします。

7．入園申込み・提出書類について

(1) 入園申込みに必要な書類（１号認定）

園によって必要書類が異なりますので、入園希望の園へ直接お問い合わせください。

(2) 入園申込みに必要な書類（２号認定・３号認定）

入園申込みに必要な書類について、詳しくは下記のＱＲコードからホームページをご覧ください。なお、**令和７年度新入園からは電子申請となり、必要書類は PDF や、原本を撮影した画像データを申込みフォーム**

に添付する形での提出となります。　　入園申込み書類

必要書類	提出方法	必要な方
①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込み書	電子申請（必要事項を申込みフォームに入力）	全員
②就労証明書（就労）	電子申請（画像データやPDF等）	全員
③就労証明書（就労以外）	電子申請（必要事項を申込みフォームに入力し添付書類を画像データやPDF等で提出）	就労以外の要件の方全員
【就労以外添付書類】 母子健康手帳の表紙および出産予定日の記載がある部分の写し	電子申請（画像データやPDF等）	妊娠・出産の方
自身の診断書または、障害者手帳等の写し	電子申請（画像データやPDF等）	疾病・障がいの方
該当する人の診断書または、障害者手帳等の写し	電子申請（画像データやPDF等）	親族の介護・看護
り災証明書	電子申請（画像データやPDF等）	災害復旧
在学証明書および授業時間数が確認できるカリキュラムの写しなど	電子申請（画像データやPDF等）	就学
④マイナンバー記入用紙	面接時に原本を提出	全員
⑤稲沢市市税等口座振替依頼書兼廃止書	面接時に原本を提出	保育料等の口座振替を希望の方
⑥幼稚園等の在園証明書	電子申請（画像データやPDF等）	兄弟児で幼稚園等に在園する児童がいる場合
⑦保育料の多子軽減に係る届出書	電子申請（画像データやPDF等）	別居（市外）の子どもがある場合
⑧外国人登録証や在留カードの写し（両面・世帯全員分）	電子申請（画像データやPDF等）	外国籍の方
⑨療育手帳や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	電子申請（画像データやPDF等）	世帯に障がいのある方や児童がいる場合
⑩その他資料	電子申請（画像データやPDF等）もしくは原本を提出	家庭状況に応じて必要な方のみ

※公立保育園で、延長保育・土曜日保育を利用希望の方は、「延長保育申込み書」及び「土曜日の保育利用に係る届出書」の提出が必要です。提出については、別途案内します。

⑩その他資料について

ア．税額資料

※令和６年１月２日以降に稲沢市に住民登録がない方で入園までに住民登録をしない場合は、次ページの表のとおり必要書類を提出してください。

※入園日までに稲沢市に住民登録があればマイナンバーにて税額を照会するため、資料の提出は不要です。ただし、税額の確認ができない方は市民税申告等の手続きをしていただく必要があります。

※令和５年中または令和６年中に海外で収入があった方は『**所得計算書（市県民税用）**』の提出が必要です。

区分		必要書類
令和６年１月２日以降 令和７年１月１日まで の間に住民登録をした方	令和７年４月１日から令和７年８月31日までに入園する場合	①令和６年度市区町村民税納税通知書（写し） ②令和６年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分１枚ずつ
	令和７年９月１日以降に入園する場合	必要書類はありません。
令和７年１月２日以降に住民登録をした方、または住民登録のない方	令和７年４月１日から令和７年８月31日までに入園する場合	①令和６年度市区町村民税納税通知書（写し） ②令和６年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分１枚ずつ ※入園後、下欄③④のうちいずれかを父母の分１枚ずつの提出を依頼します。
	令和７年９月１日以降に入園する場合	③令和７年度市区町村民税納税通知書（写し） ④令和７年度市区町村民税課税証明書 ③④のうちいずれかを父母の分１枚ずつ

イ．税額資料以外

区分	提出書類・証明書等	備考
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書等	福祉事務所で発行されます。
離婚調停中等で別居している方	離婚調停通知書等の写し	
生計中心者で失業し、求職活動をしている方 （利用調整となった場合に必要となります。）	離職票等失業を証明する書類 ※令和６年１月１日時点で稲沢市に住民登録がない方は、上記に加え、市区町村民税課税証明書等令和６年度（５年中）の所得の状況がわかる書類（注1）	生計中心者で失業し求職している方とは、失業を証明する書面の提出があり、前年の給与支払金額等（営業等の場合は所得金額）が１５０万円を超えること及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が３８万円以下である方です。

注1　令和６年度市区町村民税が未申告の方は、令和６年１月１日時点で住民登録のあった市区町村で、市区町村民税の申告を行って所得の状況の分かる書類を提出してください。

【用語解説】保育園の申込みになぜマイナンバーが必要なの？

平成２８年１月から行政の効率化、利用者の利便性向上の目的のためにマイナンバー制度が施行されました。保育所等の入所申込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、子ども子育て支援法施行規則においても、申込み書へのマイナンバーの記入が義務付けられました。マイナンバーは、保育料の額の算定や副食費徴収免除の判定に用いる市町村民税の額について、転入前の市町村に対し情報照会を行うために使用しています。マイナンバーを記入していただくことによって、以前は多くの保護者の方から課税証明書を提出していただいていましたが、提出不要となっています。また、提出いただきましたマイナンバーについては、市の保育課にて鍵付きの保管庫に収納するなど厳重に保管をしていますので、提出についてご理解・ご協力をお願いします。

(3) 障がい児保育について

令和６年度から、障がい児保育を見直し、公私立全園でインクルーシブ保育を目指した取組みを開始し、障がい児や支援が必要な児童の受け入れを全園で行っています。

※保育士等の配置や障がいの程度によって受け入れができない場合もあります。

インクルーシブ保育については、稲沢市のホームページに掲載していますが、詳しくは各園や市役所保育課にお問合わせください。

稲沢市の保育について（インクルーシブ保育・主体的な保育）

保育園入園関係の動画
※保育園の取り組みや入園申込みなど

提出された書類について、保育課で実態調査や審査・検討をします。
記載内容に虚偽があった場合には入園を承諾しない、または入園を取り消すことがあります。

8．公立保育園の土曜日保育・延長保育について

(1) 土曜日保育について

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で土曜日保育を希望する場合、保育士の配置や給食の数を把握するため、『土曜日保育の利用届出書』を提出してください。追加料金は発生しませんが、保護者のいずれもが土曜日に保育を必要とする事由に該当していることが必要です。なお、審査の結果、土曜日保育の利用が認められない場合があります。

(2) 延長保育について

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で、認定を受けた保育時間を超えて保育を希望される場合、延長保育の申込みが必要です。なお、就労等の条件によっては、延長保育の利用を制限させていただくことがありますので、適正な利用にご協力ください。

(3) 延長保育・土曜日保育の申込みについて

令和７年度利用分からは、申込み書の提出が申込みフォームによる電子申請となります。申込みフォーム及び公立保育園の土曜日保育・延長保育の詳細は下記のＱＲコードからホームページをご覧ください。新入園申込みの方については、入園承諾書送付時に申込みの案内をします。

公立保育園の延長保育・土曜日保育

延長保育よくある質問

９．　広域入所について

広域入所とは、児童の居住地以外の市町村にある保育園等へ入園することをいい、市町村間で調整をして入園の手続きを行うもので、**双方の市町村が広域入所の取扱いを行っていることが条件**となります。

広域入所について、詳しくはこちらをご覧ください。

市外の保育園等に申込み・市外からの
保育園等の申込み（広域入所）

１０．利用者負担金等について

（1）幼児教育・保育の無償化について

※３歳児から５歳児までの保育料は無償化されています。（給食費などは無償化の対象外）

※保育園や幼稚園を利用する３歳児から５歳児に係る利用者負担金（保育料）・授業料等は下記のとおりです。

利用施設	無償化の対象	無償化の範囲
保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業所	３歳児（年少）から５歳児の全世帯 ０歳児から２歳児のうち市民税非課税世帯	利用者負担額の全額
幼稚園（新制度に移行した施設） 認定こども園（教育利用）	満３歳児から５歳児の全世帯	利用者負担金の全額
幼稚園 （新制度に移行していない施設）（※1）	満３歳児から５歳児の全世帯	授業料・入園料など 月額最大２５，７００円

※1　稲沢市内にある幼稚園は全て、新制度に移行していない施設です。

※　バス代、給食費、行事費などは無償化の対象外です。

（2）保育料の算定方法について（年少クラス未満（０歳児から２歳児））

保育料の算定について、詳しくはこちらをご覧ください。

保育料および給食費

ア．算定方法

算定の根拠	父母（またはそれ以外の扶養義務者）の市町村民税所得割額
算定期間	・令和７年４月から令和７年８月まで→令和６年度市町村民税 ・令和７年９月から令和８年３月まで→令和７年度市町村民税
市町村民税所得割額算出方法	市町村民税所得割額＋①寄付金控除＋②住宅借入金特別控除＋③配当控除＋④外国税額控除＝**保育料算定に用いる税額（父母等の計）** （算出した額を市ＨＰ（保育料及び給食費）の**利用者負担金基準額表**に当てはめる。）

※年齢区分は４月１日の前日の年齢とし、年度内適用します。年度途中で年齢が変わっても利用者負担金の変更はありません。

※父母の収入だけでは生計が成り立っていないと認められる場合、**同居の祖父母等の市町村民税額も算定対象**とします。

※月途中での入園・退園の場合、日割計算をします。（月初入園・月末退園を原則としている園があります。）

イ．令和６年度・令和７年度の住民税が未申告の場合

未申告等で税額が不明な場合、最高額の利用者負担金（２号または３号認定の場合、児童の年齢区分・認定を受けた保育時間の最高額の利用者負担金）となる場合があります。

ウ．指定都市で課税された市民税（所得割）に係る税率調整について

都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が６％から８％へ変更されました。税源移譲による影響をなくすため、指定都市からの転入された方・指定都市にお住まいの方については、税源移譲前の税率で計算し直した所得割額によって利用者負担金を算定しています。（申請は不要です。）

エ．目安となる利用者負担金の算定方法（例）

（例）市民税・県民税納税通知書の一部

△△県〇〇市　令和□□年度　市民税・県民税　課税明細

氏名　稲沢　太郎　様　　通知書番号　123456789

区分			課税標準額(円)	市民税(円)	県民税(円)
所得割額	総所得		③ 1 730 000	④ 103 800	⑤ 69 200
	分離	短期譲渡			
		長期譲渡			
		株式等の譲渡			
		上場株式等の配当			
		先物取引			
	山林		⑥		
	※1 調整控除額			⑦ 1 500	
	配当控除額等			⑨	
	住宅借入金等特別税額控除額			⑪	
	寄付金税額控除額			⑬	
				⑮	⑯
	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額			⑰	⑱
	差引所得割額			⑲ 102 300	⑳ 68 200
均等割額				㉑ 3 500	㉒ 2 000
合計				㉓ 105 800	㉔ 70 200

市民税　所得割額

例) 2歳児 (保育標準時間認定) の保育料
父の市民税所得割額：102,300円
母の市民税所得割額：52,300円　の場合

父母の合計：102,300+52,300=154,600円
⇒月額保育料：第10階層　43,000円

【用語解説】稲沢市の保育料は近隣市よりも高い？

保育料は、国の基準の範囲内で市町村がそれぞれ金額を定めています。そのため、引っ越しなどで市が変わると保育料が変わります。その際に、「前の市よりも保育料が高くなった！」とご意見をいただくことがあります。しかしながら稲沢市の保育料は決して近隣市よりも高いわけではなく、保護者の方の市町村民税所得割額の階層区分によっては高くなったり安くなったりします。階層が高い層の保育料を安くしている市もあれば中間層を安くしている市もあり、基準は各自治体それぞれです。

国の基準額は稲沢市の基準額よりもかなり高い設定となっており、稲沢市の 13 階層（例として所得割額 172,000 円）の方は 44,600 円ですが、国の基準では 61,000 円となります。国の基準額をそのまま適用すると階層によっては保育料が高額となってしまうため、各市町村が子育て支援策として、独自で安くしている形となります。

１１.利用者負担金の軽減について（２号認定（満３歳児）・３号認定）

（1）利用者負担金の軽減について

０歳から２歳児の保育料において、同時入所、多子世帯、ひとり親世帯等に対して利用者負担金の軽減をします。（一部、所得制限等あり）

詳しくはこちらをご覧ください。

保育料・給食費の軽減

（2）利用者負担金の変更について

婚姻、離婚等で世帯状況に変更が生じた場合や確定申告や修正申告、市町村民税申告等により市町村民税額が変更した場合、利用者負担金が変更となることがありますので、速やかに在園する園または保育課にお申し出ください

（3）利用者負担金以外の諸費用について

利用する園によっては、教材費や保護者会費などの諸費用が必要な場合があります。詳しくは各園へ確認してください。

１２．給食費（主食代・副食代）について

（1）給食費の徴収について

ア．乳児（０～２歳児）

利用者負担金の中に含まれているため、別途徴収はありません。

イ．幼児（３～５歳児）

市内の公立保育園の場合は主食代９００円・副食代４，８００円です。

民間保育園の場合、給食費の金額を各施設で決定します。

※稲沢市では、全児童の主食代を無料化しています。

【用語解説】主食代と副食代に分かれているのはなぜ？

保育園の給食費は、ご飯やパン代である主食代とおかず代である副食代に分けて徴収するのが一般的です。なぜ分かれているのだろうと不思議に思うことかと思いますが、これは保育園の給食が、ご飯だけは家庭から持参する形で提供されてきたことに由来します。「提供されてきた」と書きましたが、現在でもご飯を持参する方式をとっている保育園は少なからず存在しています。このような経緯から、国の給食費への補助は副食代のみが対象となっており、国も主食代は保護者負担であることを基本とした考え方をしています。稲沢市では、保育園で主食を提供する完全給食の形をとっており、さらに主食代は平成27年から市が負担している（月額900円）ため保護者負担はありません。主食代の無償化は額も少額のためあまり目立ちませんが、給食費を支払う際にたまに思い出していただけると嬉しいです。

(2) 給食費の軽減について

下記表の条件に当てはまる児童は、国もしくは市から主食代および副食代の補助が行われます。

区分		稲沢市独自の基準		国の基準	
		主食代	副食代	副食代	
				中学３年生から数えて第２子（市民税所得割額７１，０００円未満）の方または、中学３年生から数えて第３子以降（所得制限なし）	年収３６０万円未満相当の世帯または、同時入所の第３子以降
稲沢市に住民登録している児童	公立保育園（市内）	無料化（月額最大９００円）	月額最大１，０００円を支援 ※注１	月額４，８００円を無料化	無料化
	私立保育園・認定こども園（市内）			月額最大４，８００円までを無料化（４，８００円を超過した場合は徴収があります。）	
	市外の保育施設を利用する場合	月額最大　９００円まで還付		月額最大４，８００円まで還付	
市外から稲沢市内の保育施設を利用する場合		実費徴収	実費徴収	実費徴収	

※注１　月額１，０００円の支援金は、令和７年度の継続を検討中です。

※食物アレルギーのため、毎日、弁当を持参している子どもは給食費を免除します。除去食・代替食対応の子どもは減免がありません。

※月途中入退園の場合、入退園月は日割計算で給食費を決定します。

13．利用者負担金等の納入方法について

利用する施設により利用者負担金（保育料）・延長保育料（預かり保育も含む）の納入先が異なります。（下表参照）

納入先が「各園」となっている場合、納入方法・納入期限等については各園へ確認してください。

<table>
<tr><th rowspan="2">施設区分</th><th colspan="2">利用者負担金</th><th colspan="2">延長保育料（預かり保育含む）</th><th colspan="2">給食費</th></tr>
<tr><th>決定</th><th>納入先</th><th>決定</th><th>納入先</th><th>決定</th><th>納入先</th></tr>
<tr><td>公立保育園</td><td rowspan="4">稲沢市</td><td>稲沢市</td><td>稲沢市</td><td>稲沢市</td><td>稲沢市</td><td>稲沢市</td></tr>
<tr><td>私立保育園</td><td rowspan="2">稲沢市</td><td rowspan="3">各園</td><td rowspan="3">各園</td><td rowspan="3">各園</td><td rowspan="3">各園</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td rowspan="2">各園</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業所</td></tr>
</table>

稲沢市に納入する場合は、１２月を除き、各月末（その日が土曜日、日曜日、休日の場合、その翌営業日）に指定口座からの振替納付を原則とします。利用者負担金は当月末に、公立保育園の延長保育料は利用月の翌月末に口座振替されます。残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座から再振替はできませんので、在園している園または保育課へ連絡していただくか、翌月お渡しする督促状によりお支払いください。

14．利用者負担金等を滞納した場合について

保護者の皆さまに負担していただく利用者負担金等は、園で日々の教育・保育を提供していく上で貴重な財源です。**利用者負担金等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠けるだけでなく、園の安定した運営を妨げる要因**となります。全ての児童が安心して教育・保育を受けられるよう、期限内納付をお願いします。また、支払いが困難な場合は、分納によるお支払い等納付計画の相談もお受けしますので、保育課までご連絡ください。

なお、滞納した場合は、下記のとおり滞納整理を実施します。

- **催告状の送付、自宅・勤務先等への電話・訪問による催告**を行います。**退園、卒園後も催告**を行います。
- 滞納状況が改善されない場合、**地方税の滞納処分の例により処分し、新たな保育サービスの利用を制限させていただく**ことがあります。
- 保育課に代わり、**収納課が催告を行う**場合もあります。

15．入園後の手続きについて

入園後に、家族構成（婚姻・離婚等）、保護者の勤務先等、申込み時（継続時）に提出した証明書等の状況が変わった場合は、在園する園に申し出て、必要書類を提出する必要があります。

詳しくはこちらをご覧ください。

保育園入園後の手続き

16．定員を超えた場合の利用調整について

４月１日入園の一斉申込みにおいて、受入定員よりも申込み人数が多かった場合は、「入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準」に基づき、保護者の方の就労や世帯の状況に応じてランク付けを行い指数が高い順に入園を決定します。

詳しくはこちらをご覧ください。

保育園入園の利用調整
（定員を超えた場合）

１７．保育園に関するよくある質問について

保育園入園申込みについてよくある質問を市のホームページに掲載しています。下記のＱＲコードを読み取りホームページをご覧ください。

保育園入園に関するよくある
質問

18．その他

（１）入園申込みにあたり提出いただく書類は、入園申込み以外の目的では使用しません。
（２）保育課から保護者への通知は、原則園を通じて行います。
（３）口座振替済の領収証は発行しておりません。稲沢市へ利用者負担金等をお支払いいただいている場合で勤務先への提出等で領収証が必要な方には、『証明書』（各月分、１回目の証明に限り無料）を発行しておりますので、在園する園または保育課へお問合せください。

～ 口座振替手続きをされる方へ ～

１．振替口座について

入園申込み時等に登録いただきました指定口座から口座振替を行います。
詳細は、口座振替依頼書の『本人用控え』をご確認ください。
☆保育料・延長保育料・給食費・放課後児童クラブの振替先口座は一つとなり、複数登録できませんのでご注意ください。

２．口座振替日について

口座振替日は毎月月末となり、月末が休日・祝日の場合は翌営業日となります。
※延長保育料は、利用実績の有無を確認後、利用月の翌月末に口座振替します。

３．振替金額について

振替金額は、利用者負担金決定通知書や延長保育利用決定通知書によりご確認ください。
口座振替日前日までに口座へ入金し、口座振替日当日に残高不足とならないようにご注意ください。
（口座振替日当日に入金されると、口座振替されない場合があります。）

４．注意点について

※１　残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座からの再振替はできません。そのため、保育園または保育課に納付書の発行を申し出ていただくか、振替状況確認後に送付します督促状で納めてください。
※２　口座振替された保育料等の領収証は発行しませんので、通帳記帳等でご確認ください。勤務先への提出等で領収証が必要な方には『証明書』を発行しますので、保育園または保育課へお問合わせください。
※３　口座振替開始月（依頼書を提出された日の翌月）以降の納付書をお持ちの方は、納付書を破棄してください。すでに納付書で支払われた方は、保育課までお知らせください。
※４　依頼書に記入誤り・印鑑相違等があった場合、口座振替の開始が依頼書を稲沢市が受領した日の翌月末以降となることがあります。
※５　私立保育園の延長保育料及び給食費は各保育園からの請求、各保育園への納入となります。

５．問合先

稲沢市子ども健康部　保育課　給付管理グループ
電　　話：０５８７－３２－１２９７（ダイヤルイン）
ファックス：０５８７－３２－８９１１

様式第１

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等利用申込書（記入例）

令和７年度新入園は申込みフォームによる電子申請となるため、本様式の提出は不要ですが、参考に掲載します。

稲沢市長　殿

【お願い】
入園申込みに関する書類の提出について
※書類すべて修正テープ・修正液の使用は不可です。
二重線で消し、その上に記入者の署名をしてください。

住所	稲沢市　稲府町１番地	
	前年１月１日の住所　□市内　☑市外（　愛知県名古屋市　）	
	イナザワ タロウ 稲沢　太郎	連絡先　自　宅0587－　32－1111 父携帯001－1223－3445 母携帯566－7788－9900

育給付に係る認定及び支給認定証の交付を申請します。また、保育の利用を希望する場合は、保育園等の利用を申し込みます。

	フリガナ 氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
申請の対象となる児童	イナザワ ハナコ 稲沢　花子	平成 令和　４年　６月　６日	男・女	有・無

保育の希望の有無	☑有：　保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園（　希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）			
	保育の利用を必要とする理由	父	☑就労　□疾病・障がい　□介護等 □求職活動　□就学　□その他（	
		母	☑就労　□疾病・障がい　□介護等 □求職活動　□就学　□その他（	
	必要とする保育量	☑保育短時間　□保育標準時間	希望する保育利用時間	８時３０分から １６時００分まで
	□無：　幼稚園又は認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合（保育園等と併願の場合を除く。）			

該当する場合は、令和６年１月１日時点で在住していた自治体名を記入してください。また、個人番号の記入は必須です。

利用を希望する施設名	第１希望 〇〇保育園	第２希望 △△保育園	第３希望 □□保育園
利用を希望する期間	令和　７年　４月　１日から	☑小学校就学前まで □令和　年　月　日まで	

世帯の状況　※申請対象児童と同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

	フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	性別	利用開始日現在の勤務先・通学先等	個人番号 ※父・母のみ
世帯員（申請対象児童は除く。）	イナザワ タロウ 稲沢　太郎	父		女	××商事	**********
	イナザワ ナツコ 稲沢　夏子	母		女	◎◎コーポレーション	**********
	イナザワ イチロウ 稲沢　一郎	兄		女	〇〇保育園	
	イナザワ アキコ 稲沢　秋子	姉	大 昭 平 令　**年　**月　**日	男・女	△△幼稚園	
	イナザワ ジロウ 稲沢　二郎	祖父	大 昭 平 令		求職	
	イナザワ フユコ 稲沢　冬子	祖母	大 昭 平 令		介護	
	イナザワ サブロウ 稲沢　三郎	曾祖父	大 昭 平 令　**年　**月　**日	男・女	高齢	

入園児童を除いた世帯全員を記入してください。
単身赴任等、離れて暮らしている世帯員も記入してください。

生活保護の有無・家庭状況は必ず記入してください。

生活保護の適用の有無	☑適用無し　□適用有り（　年　月　日保護開始）
家庭の状況	□ひとり親家庭　□障がい児（者）がいる世帯　☑左記以外

〇インク又はボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。該当する□にレ印をつけてください。
〇兄弟同時入所　□希望する　☑希望しない

申請にあたって同意・確認いただく事項　※各項目を一読のうえ、ご署名ください。

【保育の希望が「有」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食材料費の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、保育園等の利用申込に関し、入園のしおり及び下記内容について理解・確認しました。

・提出された書類は、保育課にて独自に実態調査（就労先への電話確認等）、審査・検討し、必要に応じて、再度書類の提出を求める場合があります。
・必要書類に虚偽の記載があった場合や、期限までに必要書類の提出がない場合、入園を取り消す場合があります。
・住民票上の状況（世帯分離の有無等）に関わらず、生計を一にしていると判断される方の必要書類の提出をお願いする場合があります。
・求職活動・出産等の要件により入園となり、認定期間後も引き続き保育の利用を希望する場合、認定期間終了前に、新たな要件を証する就労等証明書等を提出してください。新たな要件が確認できない場合、原則、退園となります。
・兄弟同時入所を希望する場合、新入園の利用調整において、兄弟のうち、入園できない児童が一人でもいれば、兄弟全員の入園ができなくなり、以降、兄弟が同時に入園できる園まで利用調整を行います。

【保育の希望が「無」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食材料費の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

【児童の個人情報共有について】

適切な保育を実施するために必要な情報（健康状態など）を、保健センター、こども家庭センター及び子育て相談室なのはなと共有するとともに、小学校への円滑な移行を図るため、入学予定の小学校への情報提供を行うことに同意します。

保護者氏名は、必ず表面の保護者欄と一致させて記入してください。

保護者氏名　稲沢　太郎
（表面の保護者欄と同一の保護者にしてください。）

【市記入欄】

世帯階層区分の認定経過

調査年月日		（　年　月　日）		（　年　月　日）		（　年　月　日）	
適用月		月　～　月		月　～　月		月　～　月	
課税状況		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	父	円	円	円	円	円	円
	母	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	合計						
市階層（国階層）		階層（　階層）		階層（　階層）		階層（　階層）	
利用者負担額（月額）		円		円		円	
その他特記事項							

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

令和７年度　　認可保育施設一覧（予定）

公立保育園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考	開所時間	一時保育
大里西保育園	100	稲沢市高重西町123番地1 ０５８７－３２－５９２２	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
下津保育園	180	稲沢市下津住吉町42番地 ０５８７－３２－６３４８	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
片原一色保育園	90	稲沢市一色神宮町63番地 ０５８７－３６－０３２３	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
駅前保育園	140	稲沢市駅前二丁目25番29号 ０５８７－２１－１３１１	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
子生和保育園	140	稲沢市子生和小原町34番地 ０５８７－３２－７８２４	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	○（10か月）
高御堂中央保育園	90	稲沢市高御堂十丁目２番4号 ０５８７－２１－２２３０			○	○	○	○		月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 6:00	○（10か月）
大塚保育園	100	稲沢市大塚北八丁目36番地 ０５８７－２３－３１５１				○	○	○		月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
祖父江保育園	100	稲沢市祖父江町祖父江七曲159番地 ０５８７－９７－３３５８	○	○	○	○	○	○	６か月から	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
牧川保育園	120	稲沢市祖父江町両寺内札古東8番地 ０５８７－９７－４４１０	○	○	○	○	○	○	６か月から	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
丸甲保育園	60	稲沢市祖父江町甲新田芝原下73番地 ０５８７－９７－４６１０		○	○	○	○	○	満１歳から	月～金　AM 8:00 ～ PM 6:00 土　AM 8:00 ～ PM 0:00	○（満1歳）
領内保育園	200	稲沢市祖父江町二俣上川原618番地 ０５８７－９７－０７５５	○	○	○	○	○	○	６か月から	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	

私立保育園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考	開所時間	一時保育
小正保育園	200	稲沢市小池二丁目10番5号 ０５８７－２３－５４２１	○	○	○	○	○	○	７か月頃から	月～金　AM 7:30 ～ AM 6:30 土　AM 7:45 ～ PM 1:00	
小鳩保育園	170	稲沢市池部町一丁目22番地 ０５８７－３２－６２９３	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:00 ～ PM 6:30 土　AM 8:00 ～ PM 1:00	
稲沢保育園	240	稲沢市稲島七丁目75番地1 ０５８７－２１－２４０４	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:15 ～ PM 6:30 土　AM 7:15 ～ PM 1:00	
附島保育園	120	稲沢市附島町屋敷48番地1 ０５８７－３６－３７２２	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:15 ～ PM 6:45 土　AM 7:15 ～ PM 1:30	
大里東みどり保育園	160	稲沢市六角堂西町一丁目1番地5 ０５８７－３２－０４５７	○	○	○	○	○	○	７か月から	月～金　AM 7:00 ～ PM 7:00 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	
みのり保育園	120	稲沢市増田東町192番地 ０５８７－３２－６８１０	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:00 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	○（産休明け）
信竜保育園	90	稲沢市大塚南四丁目36番地 ０５８７－３２－７７００	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	○（産休明け）
明治保育園	180	稲沢市浅井町八神21番地 ０５８７－３６－５６３０	○	○	○	○	○	○	５か月頃から	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 8:00 ～ PM 0:00	○（5か月頃）
みずほ保育園	100	稲沢市井之口大坪町79番地 ０５８７－２３－４４５５	○	○	○	○	○	○	６か月頃から	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:00 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	
めばえ保育園	20	稲沢市下津森町68番地 ０５８７－２３－４８１１	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	
信竜国府宮保育園	20	稲沢市松下一丁目2番1号国府宮ビル2階 ０５８７－２３－０５５５	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:30 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	○（産休明け）

認定こども園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考	開所時間	一時保育
栴檀保育園	270	稲沢市稲葉二丁目４番7号 ０５８７－３２－６２９０	○	○	○	○	○	○	６か月から	月～金　AM 7:00 ～ PM 7:00 土　AM 7:00 ～ PM 0:30	
和光こども園	125	稲沢市駅前三丁目7番22号 ０５８７－３２－６２９７	○	○	○	○	○	○	７か月頃から	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 8:00 ～ PM 1:00	
へいわこども園	262	稲沢市平和町横池中之町138番地 0567-46-0415	○	○	○	○	○	○	６か月から	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:15 土　AM 7:30 ～ PM 1:30	
千代田保育園※1	140	稲沢市坂田町貴船13番地 ０５８７－３６－１５３０	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:00 土　AM 7:30 ～ PM 1:00	

小規模保育事業所

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考	開所時間	一時保育
あすかキッズいなざわ	19	稲沢市陸田白山町13番地 ０５８７－８１－６００５	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 7:30 ～ PM 6:30	
サンライズキッズ保育園	12	稲沢市国府宮三丁目4番23号 ０５０－５８０７－２２８２	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 7:30 土　AM 7:30 ～ PM 7:30	
あすかキッズ下津	19	稲沢市陸田本町168番地 ０５８７－８１－９８３０	○	○	○				産休明けから	月～金　AM 7:30 ～ PM 6:30 土　AM 7:30 ～ PM 6:30	

※1 千代田保育園は、令和７年４月１日から幼保連携型認定こども園へ移行予定です。

令和７年度　保育短時間・保育標準時間一覧（予定）

保育を必要とする事由やその時間により、利用できる保育時間（保育標準時間・保育短時間）が決まります。
認定を受けた保育時間を超えて保育を利用する場合、超過部分は延長保育となります。

（例）公立保育園

	AM7:30	AM8:00	PM4:00	PM7:15
保育短時間	延長保育	保育時間（保育短時間）	延長保育	

	AM7:30	PM6:30	PM7:15
保育標準時間	保育時間（保育標準時間）	延長保育	

保育短時間（土）、保育標準時間は各園により異なりますので、ご注意ください。

	施設名	保育短時間				保育標準時間			
公立保育園	大里西保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	下津保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	片原一色保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	駅前保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	子生和保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	高御堂中央保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:00
	大塚保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	祖父江保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	牧川保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	丸甲保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 8:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	AM 12:00	土	AM 8:00	～	AM 12:00
	領内保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
私立保育園	小正保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	AM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:45	～	PM 1:00
	小鳩保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 8:00	～	PM 1:00
	稲沢保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	附島保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:15	～	PM 6:15
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:15	～	PM 1:30
	大里東みどり保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	みのり保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	信竜保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	明治保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	AM 12:00	土	AM 8:00	～	AM 12:00
	みずほ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	めばえ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	信竜国府宮保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
認定こども園	栴檀保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 0:30	土	AM 7:00	～	PM 0:30
		教育標準時間（１号認定の場合、土曜日は休みです。）				1号認定の預かり保育対応可能時間			
		月～金	AM 10:00	～	PM 3:00	月～金	AM 8:30	～	PM 5:00
	和光こども園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 8:00	～	PM 1:00
		教育標準時間（１号認定の場合、土曜日は休みです。）				1号認定の預かり保育対応可能時間			
		月～金	AM 10:00	～	PM 3:30	月～金	AM 7:30	～	PM 6:00
	へいわこども園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 7:30	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
		教育標準時間（１号認定の場合、土曜日は休みです。）				1号認定の預かり保育対応可能時間			
		月～金	AM 8:00	～	AM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 7:15
	千代田保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 7:30	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:00
		教育標準時間（１号認定の場合、土曜日は休みです。）				1号認定の預かり保育対応可能時間			
		月～金	AM 10:00	～	PM 3:00	月～金	AM 7:30	～	PM 7:00
小規模保育事業所	あすかキッズいなざわ	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30
	サンライズキッズ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30
	あすかキッズ下津	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30

INAZAWA CITY

稲沢市では、

インクルーシブ保育を目指した取り組みを行っています。

保育園で使用する紙おむつを無償提供しています。

紙おむつの持ち帰りは不要です。

条件付きではありますが第２子と第３子の保育料及び給食費を無料にしています。

全ての児童の主食代（米やパンなど）を無料にしています。副食代も一部支援しています。

For more information,
please access here.

子育て支援策

保育園入園関係動画

お問い合わせ先

稲沢市役所子ども健康部保育課 給付管理グループ

〒492-8269　稲沢市稲府町１番地

TEL：（0587）32－1297（ダイヤルイン）
FAX：（0587）32－8911
ホームページ：https://www.city.inazawa.aichi.jp/